

せたがやインクルーシブ教育ガイドライン を策定します

世田谷区では、すべての子どもが同じ場所で仲間として共に学び、自分たちのことを自分たちで決め、年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害などに関わらず、他者と自分との違いにより目に見えない壁をつくることなく、誰もが自分らしく学校生活を送ることのできるインクルーシブ教育をめざしています。

この度、学校と教職員一人ひとりがインクルーシブ教育を一歩ずつ進めていくため、教育委員会の考え方や視点、取組みを示す「せたがやインクルーシブ教育ガイドライン」を策定します。

このガイドラインは、教育委員会と学校が一体となり、共に学び、共に育つ教育を実践するため、インクルーシブ教育のための基礎知識と、なぜインクルーシブ教育が必要なのかについて記載するとともに、世田谷区がめざすインクルーシブ教育の基本理念、教育委員会の基本方針や取組み、そして学校現場における行動コンセプトを明確にし、記載します。また、学校の取組みについて見直し、実践につなげるための事例を掲載しています。

インクルーシブ教育を実現するために

インクルーシブ教育を一歩ずつ進めるにあたり、学校全体が安心してインクルーシブ教育を実践できるための土台（基盤）が必要です。教育委員会はこの土台（基盤）を強固にするため、学校をはじめ、区長部局や関係機関と連携し、本ガイドラインに沿った各種制度の運用と、子どもたちと保護者を支え、学校を支援する制度の構築や運用、合理的配慮への理解促進と提供及び保護者との建設的な対話、子どもたちの実態の把握や実態に基づいた教育活動及び支援が実施されるよう、学校への支援体制の拡充や教職員への専門研修の充実など、5つの重点取組みを実施していきます。

また、学校では5つの行動コンセプトに基づいた学校経営、学級経営等を実施し、教員一人ひとりが実践につなげていきます。

